

静岡市いじめ防止等のための基本方針

平成26年3月策定

静 岡 市

(改定 平成29年7月)

目 次

はじめに	・・・	1
1 いじめ防止対策推進法を受けて	・・・	2
2 いじめの定義	・・・	4
3 基本目標	・・・	6
4 いじめ防止等に関する基本的考え方	・・・	7
(1) いじめの未然防止	・・・	7
(2) いじめの早期発見	・・・	7
(3) いじめへの適切な対処	・・・	8
(4) 保護者の構えと学校との連携	・・・	9
(5) 地域や関係機関との連携	・・・	10
5 静岡市が実施すべき施策	・・・	11
(1) 組織の設置	・・・	11
(2) いじめ防止等に関する取組	・・・	14
6 学校が実施すべき施策	・・・	18
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織の設置	・・・	18
(2) いじめ防止等に関する取組	・・・	19
7 静岡市・教育委員会と学校が行う重大事態への対処	・・・	24
(1) 重大事態の定義	・・・	24
(2) 重大事態の報告及び調査	・・・	24
(3) 報道への対応	・・・	26
(4) 静岡県教育委員会の指導、助言及び援助	・・・	26
付録		
用語集	・・・	27

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、これまでも、国や各地方公共団体、学校において、様々な取組が行われてきました。しかし、全国的にみると未だに、いじめを背景とした児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しています。

そこで、静岡市は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下に制定された「いじめ防止対策推進法」を受けて、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「静岡市いじめ防止等のための基本方針」を策定します。

1 いじめ防止対策推進法を受けて

(1) いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきました。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しています。いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子供が接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子供に影響を与えるという指摘もあります。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」という）が成立しました。法第11条では、文部科学大臣がいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的にするための基本的な方針を策定することとされ、法第12条では、地方公共団体が基本方針の策定に努めるように明記されています。さらに、平成25年10月11日には、「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という）が策定されました。

(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、また、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指して行われなければなりません。

全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにするために、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童生徒が十分に理解できるようにしなければなりません。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服するための対策を講じていく必要があります。

(3) 法が規定するいじめの防止等への組織的対策

ア 基本方針の策定

国、地方公共団体、学校は、それぞれ「国の基本方針」「地方いじめ防止基本方針」「学校いじめ防止基本方針」を策定する。（法第11条～13条）

※ 国、学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

イ いじめの防止等のための組織等

(ア) 地方公共団体は、学校・教育委員会・児童相談所・法務局又は地方法務局・都道府県警察その他の関係者により構成される「いじめ問題対策連絡協議会」を置くことができる。（法第14条第1項）

(イ) 教育委員会は、「いじめ問題対策連絡協議会」との連携の下に「地方いじめ防止基本方針」に基づく対策を実効的に行うため、「附属機関」を置くことができる。（法第14条第3項）

(ウ) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）を置くものとする。（法第22条）

(エ) 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う（法第28条）

(オ) 地方公共団体の長等は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「附属機関」を設けて調査を行う等の方法により、学校の設置者又は学校の調査の結果について調査を行うことができる（法第29条～第32条第2項）

「静岡市いじめ防止等のための基本方針」は、この法の趣旨を踏まえ、また国の基本方針を参考にしつつ、静岡市の実情に即した対策を進めるための指針として策定するものです。また、この基本方針については、いろいろな状況を踏まえたうえでPDC Aサイクル^(注1)により適宜見直しを行っていきます。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法

(定義)

第2条 「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指します。

「物理的な影響」とは身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要があります。

いじめには多様な様態があることを鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定的に解釈されることがないように努めることが必要です。いじめられていても、本人がそれを発信しないことや否定することが多々あることを踏まえ、表情や様子をきめ細かく観察する等、本人の身になって感じ取る必要があります。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当します。

学校は上記のようないじめに対し、組織的に対応し、いじめに関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉の専門的知識を有する者、その他の関係者により構成される常設の「学校いじめ対策組織」を設置し、いじめの問題に取り組みます。

【p 18 参照】

いじめの態様の例としては以下のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・悪口　　・やじ　　・ひそひそ話　　・本人が不快と感じるあだ名
 - ・「きもい」「うざい」「死ね」などと存在を否定される
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・無視　　・蹴られる　　・グループに入れない　　・机を離す
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・叩かれる　　・こづかれる　　・わざと体当たりをされる　　・つねられる　　・転ばされる
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・殴られる　　・蹴られる　　・プロレスの技を掛けられる
- 金品をたかられる。
 - ・家からお金を持ち出すことを強要される　　・おごらされる
 - ・ゲームソフト等を「借りる」と称して返してもらえない
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・靴を隠される、捨てられる
 - ・持ち物を傷つけられる、落書きされる、ゴミ箱に捨てられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・使い走りにさせられる　　・荷物を持たされる　　・万引を強要される
 - ・人前で衣服を脱がされる　　・汚がられる　　・髪の毛を切られる
 - ・生命に被害が生ずるおそれのある行為を強要される
- インターネット上のいじめ（パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる）
 - ◇不特定多数の児童生徒が関わり、関係者を特定しにくい
（掲示板、ユーチューブ、ツイッター、ブログ、フェイスブック等）
 - ・掲示板での誹謗中傷　　・別の人物を装い誹謗中傷等を書き込まれる「なりすまし」
 - ・個人情報や画像等の流出　　・絶え間なく誹謗中傷を書き込まれる「炎上」
 - ◇特定の児童生徒だけが関わるため、発見が遅れる（メール、無料通信アプリ等）
 - ・無視を目的とした「既読スルー」　　・別の人物を装って送信される「迷惑メール」
 - ・自分のみが外れたグループが作成される「仲間はずれ」　　・誹謗中傷
 - ・個人情報や画像等をグループや個人に送信される

3 基本目標

- **自分を大切にし、他者をも大切にできる子どもを育成します。**
(未然防止)
- **子どものサインを敏感に受け止めます。**
(早期発見)
- **子どもの心身の安全確保を最優先し、組織的に対応します。**
(適切な対処)

いじめという行為は、いじめを受けた児童生徒の人権を無視した卑劣な行為です。いじめは絶対に許さない、いじめを受けた児童生徒を徹底して守るという姿勢が大事です。そこで、静岡市は、上記の3点を目標にして、いじめ防止等のための対策を推進します。

- 児童生徒が自分自身を大切にされていると確信すると、自分の存在を前向きに捉え、自分に自信をもち、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己肯定感^(注2)」や「自己有用感^(注3)」が高まり、やがて、大切な自分と同じように他者も大切であることに気付くようになります。「自己肯定感」や「自己有用感」を高めることなどにより、自分を大切にし、他者をも大切にできる子どもを育成するように努めます。
- 学校・保護者・地域が連携して早期発見に努めます。いじめを受けた児童生徒だけでなく、いじめを行った児童生徒からも出ている「いじめのサイン」を敏感に受け止めるように努めます。
- いじめの発生に気付いた場合は、児童生徒の心身の安全確保を最優先し、担任だけでなく、全ての教職員が連携して迅速・的確に対応します。保護者との対応についても親身になって行い、問題解決のために信頼関係と協力関係を築くように努めます。

4 いじめ防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの子にもどこでも起こり得る、全ての児童生徒に関係する問題です。全ての児童生徒が、安心・安全な学校生活を送り、様々な活動に意欲的に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめ防止等のための対策を講じなければなりません。いじめを行わないこと、いじめを認識しながら放置しないこと、いじめは許されない行為であることを理解できるように指導することが重要です。

そして、健やかでたくましい心を育み、心の通い合う温かな人間関係を築き、いじめをしない・させない・許さない子どもを育て、いじめを生まない学校づくりを目指していくことは、保護者や学校、教育委員会をはじめとする、社会全体の責務です。

学校では、教職員の資質向上を図り、わかる授業や達成感のある授業、生徒指導が十分に機能する授業に努めます。その中で、児童生徒の豊かな情操や道徳心を養い、互いの人格を尊重し合える態度を育成することによって、心の通う人間関係を構築する能力を高めていきます。また、全ての児童生徒が安心でき、自己肯定感や自己有用感を感じられる充実した集団づくり（学級づくり・学校生活づくり・部活動等）をするとともに、ストレスに対しても適切に対処できる力を育成します。これらは、学校だけでなく、保護者と一体となって取り組み、地域の協力を得て効果的に推進していくよう努めます。

いじめ防止対策推進法

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(2) いじめの早期発見

いじめへ迅速に対処するためには、全ての大人が連携し、いじめの早期発見に取り組む必要があります。

しかしながら、いじめは大人の目に見えにくい場所や時間で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを

認識することが大切です。些細なことと思われることであっても、いじめの兆候ではないかと教職員が気づく力を高め、積極的にいじめを認知し、早い段階からの的確に関わっていくことが重要です。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、平素より児童生徒の小さな変化を見逃さない深い子ども理解を重視します。さらに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめの相談をしやすい体制を整え、保護者や地域と連携して児童生徒を見守ります。

いじめ防止対策推進法

(いじめの早期発見のための措置)

- 第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という）を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(3) いじめへの適切な対処

いじめ（その疑いを含む）を発見し、または通報・相談を教職員が受けた場合は、学校は、地域や教育委員会などと連携をし、組織的に対応することにより、被害児童生徒を徹底して守ります。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導をします。

<基本的な対応手順>

- (ア) いじめの早期発見（アンケートや教育相談など）
- (イ) 学校いじめ対策組織への迅速な報告
- (ウ) 学校いじめ対策組織による事実関係の調査及びいじめか否かの判断
- (エ) 学校いじめ対策組織による被害児童生徒及びその保護者への支援
 - ・「全力で守り通す」という教職員の強い姿勢
 - ・校内でのキーパーソン
 - ・優先順位をもって対応
 - ・行動観察には繊細な気配り
 - ・養護教諭やS Cとの連携
- (オ) 加害児童生徒への指導及びその保護者への対応
- (カ) 周りの児童生徒への対応

いじめ防止対策推進法

(いじめに対する措置)

- 第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他適切な措置をとるものとする。
- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われる時は、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(4) 保護者の構えと学校との連携

保護者は、わが子がいじめを行うことがないように、自己肯定感や自己有用感を高め、思いやりの気持ちや規範意識を養うための指導に努めるとともに、わが子がいじめを行ってしまった場合には、解決に向けて適切にかかわるように努めます。また、わが子がいじめを受けた場合には、いじめからわが子を保護するようにします。そして、学校や教育委員会と協力して解決や防止に努めます。

いじめ防止対策推進法

(保護者の責務)

- 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(5) 地域や関係機関との連携

いじめ防止等には学校、教育委員会、地域の連携が重要であり、いじめ問題について協議する機会を設ける等、学校関係者と地域が連携し、地域全体で児童生徒を見守っていくことが大切です。

いじめを行った児童生徒またはその保護者に対して、教育上必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関）と適切に連携をし、解決に取り組めます。

教育相談の実施に当たっては、必要に応じて医療機関などとの連携を図るとともに、法務局などの学校以外の相談窓口についても児童生徒及び保護者へ適切に周知します。

いじめ防止対策推進法

（関係機関との連携）

第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめ防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

5 静岡市が実施すべき施策

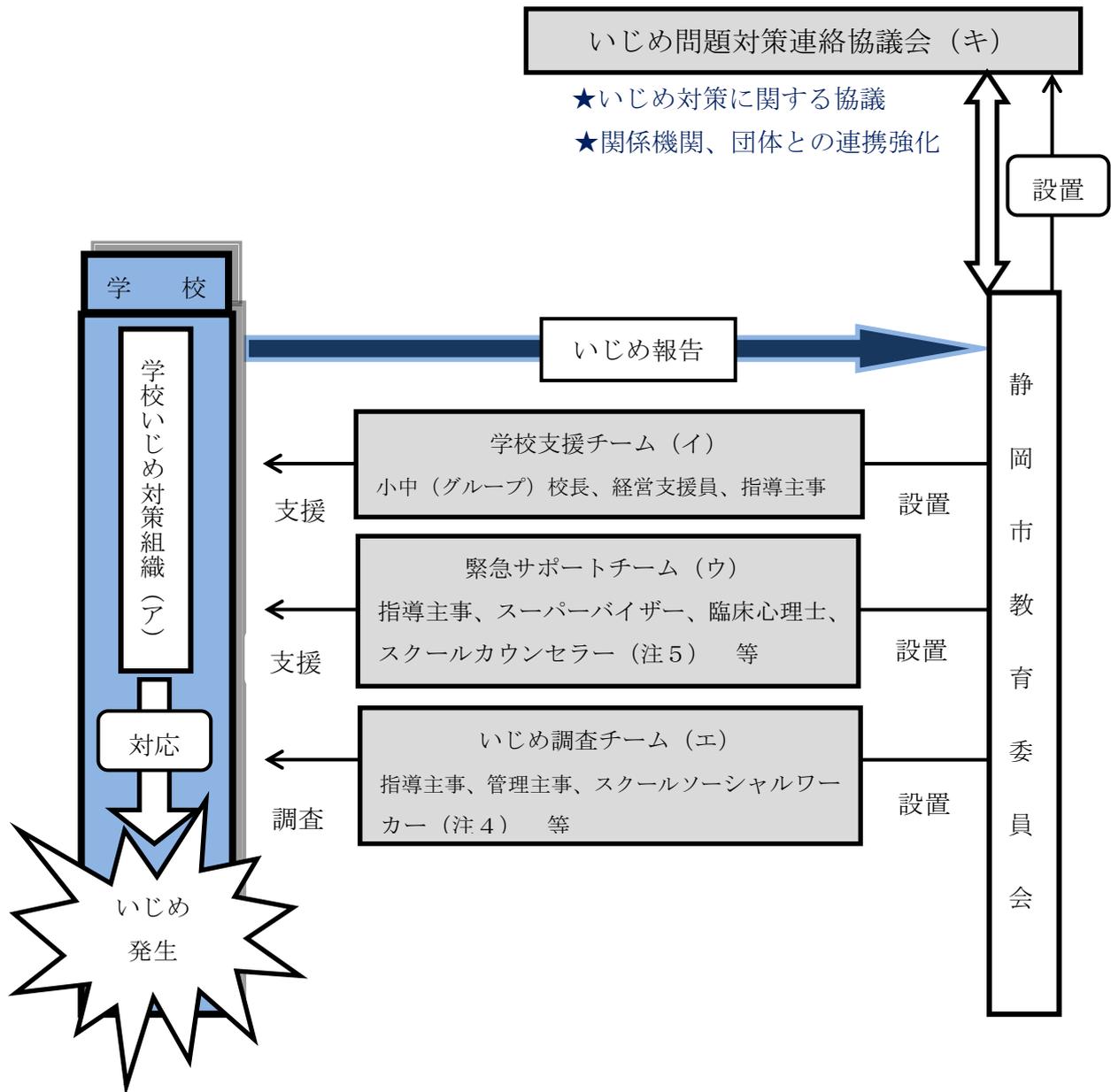
静岡市は、以下に示す施策を総合的に推進します。

(1) 組織の設置

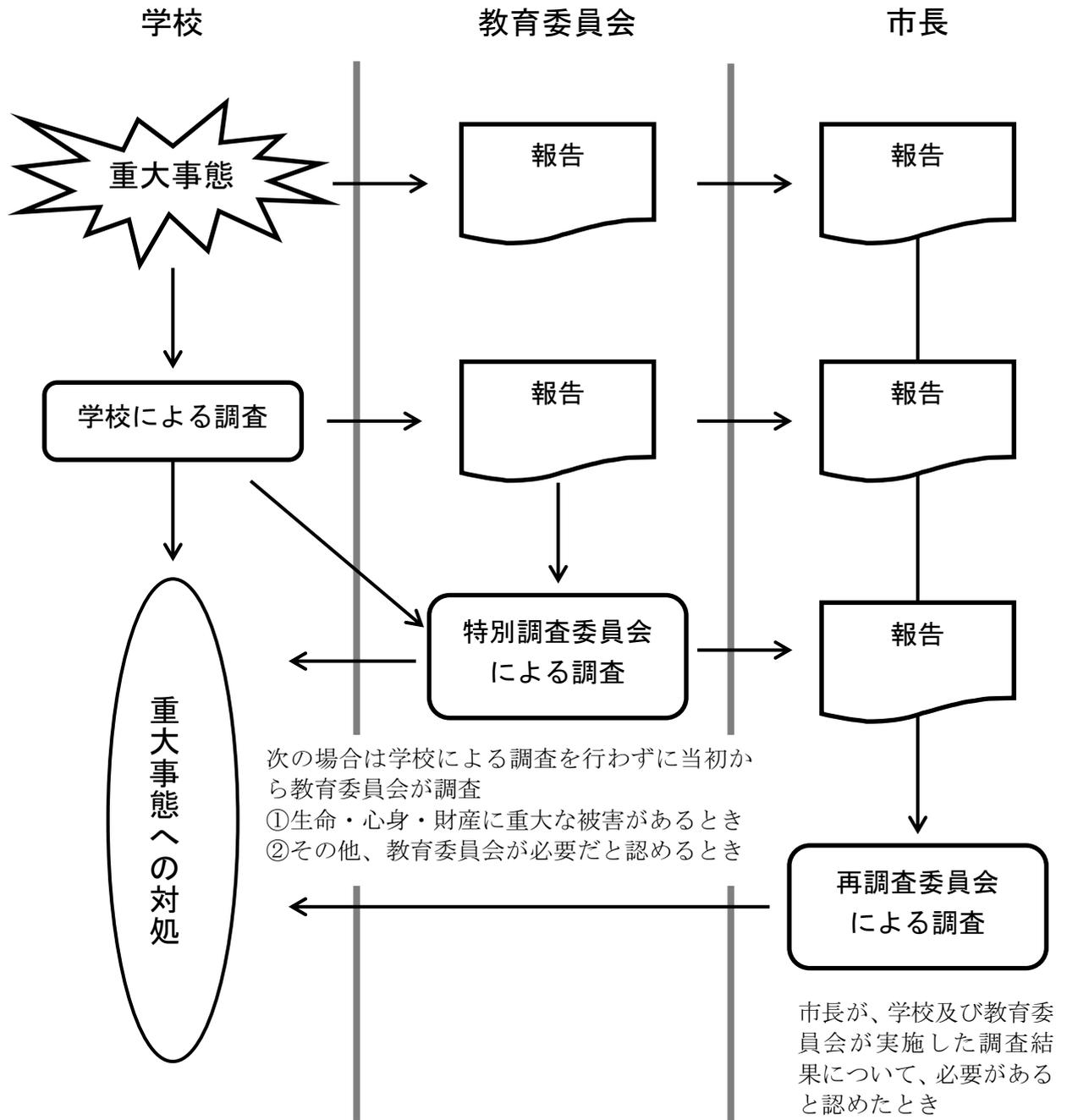
ア 組織の設置

いじめ（その疑いを含む）を発見し、または通報・相談を教職員が受けた場合は、学校は、地域や教育委員会などと連携をし、解決に向けて組織的に対応します。

<いじめ解決に向けた組織対応>



<重大事態の場合>



(ア)「学校いじめ対策組織」

学校は、「学校いじめ対策組織」を設置し、いじめを発見、または通報・相談を受けた時、調査をします。

構成：校長、教頭や主幹教諭・教務主任、生徒指導担当教諭、学年主任、養護教諭、S C、S S W r 等

(イ)「学校支援チーム」

教育委員会は、「学校支援チーム」を設置し、いじめ発生時、学校の対応全般の支援・助言を行います。

構成：小中（グループ）校長、学校経営支援員（校長 0B）、指導主事 等

(ウ)「緊急サポートチーム」

教育委員会は、「緊急サポートチーム」を設置し、児童生徒の支援計画の作成、心のケアの計画づくり、心理教育の実施、個別カウンセリングを行います。

構成：指導主事（学校教育課 S C 事業担当・保健担当）、スーパーバイザー（スクールカウンセラー [S C] ^(注5) への助言者、臨床心理士、静岡市 S C 等

(エ)「いじめ調査チーム」

教育委員会が必要と認めた場合、いじめ調査の計画・実施支援または、調査を実施します。

構成：指導主事（学校教育課 S S W r 事業担当）、指導主事（青少年育成課）、管理主事（教職員課）、静岡市スクールソーシャルワーカー（S S W r）^(注4) 等

(オ)「静岡市いじめ防止特別調査委員会」

教育委員会が第三者による調査を必要と判断した場合、いじめの調査を実施します。

構成：弁護士、学識経験者、医療関係者、警察経験者 等

(カ)「静岡市いじめ防止再調査委員会」

市長が第三者による再調査を必要と判断した場合、いじめの調査を実施します。

構成：弁護士、学識経験者、医療関係者、警察経験者、教職経験者 等

(キ)「静岡市いじめ問題対策連絡協議会」

教育委員会は、法第 14 条 1 項に基づく協議会を設置し、定期的開催していじめの防止等のための対策について協議をし、関係する機関及び団体との連携を強化します。

構成：学識経験者、警察関係者、児童相談所関係者、医療関係者、校長会代表者、保護者代表者 等

イ いじめの調査

(ア) 通常の場合(重大事態でない場合) 【p 9 法第 23 条 参照】

①いじめ調査の主体は学校(学校いじめ対策組織)

教育委員会は、状況・必要に応じて「学校支援チーム」、「緊急サポートチーム」、

「いじめ調査チーム」を派遣し、学校を支援します。

② 教育委員会が主体となる調査が必要な場合

※教育委員会は、「いじめ調査チーム」を派遣して調査を行うとともに、状況・必要に応じて「学校支援チーム」「緊急サポートチーム」を派遣し、学校を支援します。

(イ) 重大事態の場合 【p 23～25 参照】

※いじめ調査の主体が学校になるか教育委員会になるかを教育委員会が決定します。

(i) 教育委員会が主体の場合

- ・「静岡市いじめ防止特別調査委員会」が調査します。
- ・教育委員会は、状況・必要に応じて「学校支援チーム」、「緊急サポートチーム」を派遣し、学校を支援します。

(ii) 学校が主体の場合

- ・学校いじめ対策組織が調査します。
- ・教育委員会は、状況・必要に応じて、「学校支援チーム」、「緊急サポートチーム」、「いじめ調査チーム」を派遣し、学校を支援します。

ウ 基本方針の見直し、公表、実現に向けた支援等

基本方針は、いろいろな状況を踏まえたうえで、PDC Aサイクルにより適宜見直しを行い、必要な措置を講じます。

また、学校いじめ防止基本方針についても、策定に当たり必要な情報を提供して、より実効性の高いものとなるようにし、策定状況を確認し公表します。教育委員会は、学校が掲げた基本方針の実現に向けた支援を行います。

(2) いじめ防止等に関する取組

ア いじめの未然防止

(ア) 自他を大切に作る心の育成

学校は、人権尊重の精神に立ち、児童生徒が安心して過ごせる学校・学級づくりをめざし、わかる授業を行うとともに、一人ひとりが大切にされ、互いのよさや可能性が発揮できる授業を行います。

教育委員会は、いじめを未然に防止するために、各種研修会、学校訪問等において学校に対して様々なスキルや指導方法について具体的に指導・助言します。

(イ) 全ての教育活動を通じた道徳教育・人権教育及び体験活動等の充実

学校は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力^(注6)を養うために、道徳教育・人権教育及び体験活動等の充実を図ります。

教育委員会は、各種研修会、学校訪問等において指導・助言します。

また、幼児期の教育における取組として、静岡市立こども園職員研修会等においても関係課と連携を図りながら、指導・助言します。

(ウ) 教職員の資質向上に向けた研修の実施

教育委員会は、教職員一人ひとりにいじめに気付く力等、様々なスキル^(注7)や指導方法を身に付けさせるため、計画的に研修を実施します。また、いじめ問題に関する校内研修を実施するよう各学校においても促します。

<研修内容>

- ・教職員の資質向上やいじめの認知能力を高めるための研修
- ・S CやS S W r等の専門家を講師とした研修
- ・具体的な事例研究
- ・静岡市教育委員会作成「いじめ、子どもたちの悩みに適切に対応するために<指導・実践編>」の活用方法
- ・文部科学省主催「いじめ問題に関する指導者養成研修」に派遣した教員又は指導主事からの伝達講習 等

<研修会>

『初任者研修』『5年経験者研修』『10年経験者研修』『生徒指導担当者会』
『静岡市中学校・警察連絡協議会』『静岡市立こども園園長会』 等

(エ) 広報啓発活動

教育委員会は、学校と協力し、保護者、地域に対して、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、相談制度や救済制度等について広報啓発活動を行います。

イ いじめの早期発見

(ア) 子どもの実態把握

① 学校への支援及び指導

教職員一人ひとりが、常にいじめの早期発見に努めるよう必要な支援・指導を各学校が行います。教育委員会は、特に次の点については重点的に指導・助言します。

- ・教職員がいじめに敏感になり、児童生徒がいつでも相談できる環境を整えること。
- ・教職員同士が、日常的に児童生徒に関する情報の交換・共有を重ねることができるよう学校体制をつくること。
- ・各学校及び教職員が定期的に、また必要に応じて随時「いじめ問題への取組についての点検項目」によるチェックを行うこと。
- ・教職員が、日常の会話や日記、生活ノート等によって児童生徒の気持ちを受け止めることで児童生徒との信頼関係を深めるとともに、気になることがあった場合には、児童生徒・保護者との面談や家庭訪問等を実施して迅速に対応すること。

- ・児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論する等のいじめの防止に資する活動に取り組むよう促すこと。

②「悩み事に関する調べ（調査）」の実施

学校は、児童生徒の「悩み事に関する調べ（調査）」を年3回以上定期的に必ず実施するほか、各学校の実情等に応じて随時調査を実施します。

教育委員会は、その結果を分析・考察し、いじめ対応の指導・助言に活用します。

③子どもが自由に発信できる投書の仕組み

教育委員会は、児童生徒がいつでも安心して自分の気持ちを訴えたり、相談したりすることができる投書の仕組みを学校とともに構築します。また、効果的な実践事例を学校に提供します。

(イ) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難となります。一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼします。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ます。

学校は、各教科で行う情報モラル教育^(注8)や外部講師による講義、静岡市教育委員会・静岡大学・無料通信アプリを手掛けるLINE（ライン）による「しずおかSNSマナーアップ共同研究プロジェクト」の活用を通して、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童生徒や保護者等に必要な啓発活動を行います。また、インターネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するために学校ネットパトロール^(注9)を活用し、対処する体制を整備します。

(ウ) 相談・通報体制の整備

教育委員会は、いじめに関する相談や情報提供に的確に対応するための体制を整備するとともに、教育委員会以外の相談窓口等について、児童生徒や保護者等に周知します。

ウ いじめへの適切な対処

(ア) いじめの事実確認と状況把握

教育委員会は、学校と連携して迅速な対応をし、事実確認と状況把握が的確にできるようにします。相談を行う場合、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利等が擁護されるように配慮します。必要に応じて、「学校支援チーム」「いじめ調査チーム」や「緊急サポートチーム」を派遣して、学校への指導・助言や児童生徒の心のケアを行います。

【「静岡市いじめ防止等のための基本方針」 p 7～10 参照】

(イ) 学校間の協力体制の構築

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が、同じ学校に在籍していない場合、教育委員会が学校間の連絡をとり、協力体制を構築します。

(ウ) 出席停止制度等の適切な運用

学校が、児童生徒の出席を停止することが必要であると認めた場合、教育委員会は、法 26 条及び学校教育法第 35 条等に基づき、当該児童生徒の保護者に対して出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにします。

いじめの加害者である児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援します。また、教育委員会は、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定校の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討します。

エ 関係機関との連携

教育委員会は、学校や保護者、地域、関係機関及び民間団体との連携強化等、必要な体制を整備します。

オ 調査研究

教育委員会は、いじめの傾向を把握し、その事例を通して検証を行い、いじめの未然防止、早期発見、適切な対処等普及します。

6 学校が実施すべき施策

学校は、校長の強力なリーダーシップの下、学校いじめ防止基本方針に基づき、常設となる「学校いじめ対策組織」を中心に対応します。さらに、教育委員会と連携の上、学校の実情に応じた対策を推進します。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織の設置

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止対策推進法

(学校いじめ防止基本方針)

第 13 条 学校はいじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

学校は、国の基本方針及び「静岡市いじめ防止等のための基本方針」を参考にして、学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定めます。

※「学校の実情に応じ」とは、「静岡市いじめ防止等のための基本方針」に基づいて、各学校の生徒指導上の課題に合わせて重点化を図ることによって、取組内容を明確に示すことです。

(ア)いじめの予防のための取組、早期発見、迅速・的確な対応の在り方、生徒指導体制、教育相談体制、校内研修等について学校いじめ防止基本方針に盛り込みます。特に、早期発見については、発見方法の工夫に努めます。

(イ)自他を大切に作る心の育成を、全ての学習指導や生徒指導の中に、適切に位置づけます。

(ウ)いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりのために、年間の具体的な指導内容のプログラム化を図ります（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）。また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定めます（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）。

(エ) 学校いじめ防止基本方針を策定するにあたっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を図り、地域と連携した学校いじめ防止基本方針になるようにすることが、学校いじめ防止基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効です。さらに、学校だよりやホームページ等を通して公開します。また、各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明します。

イ 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し…学校評価項目への位置づけ

学校は、学校いじめ防止基本方針に示された目標や目標に対する具体的な取組状況が、実情に即して機能しているかを振り返るために、学校評価項目に位置付けます。また、

学校いじめ対策組織を中心に取組状況や達成状況を点検し、必要に応じて見直すという、P D C Aサイクルを基本方針に盛り込むように努めます。

ウ 組織の設置

いじめ防止対策推進法

(学校におけるいじめ防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校は、いじめ問題に対して組織的な対応を行うために、常設の組織としていじめ問題対応の中核となる「学校いじめ対策組織」を設置します。学校いじめ対策組織は、いじめの未然防止、早期発見、事案の対処を実効的に行うとともに、基本方針の見直しや取組方針の企画立案等の打合せを定期的に行います。

学校いじめ対策組織は、校長、教頭や主幹教諭・教務主任、生徒指導担当教諭、学年主任、養護教諭、S C、S S W r等によって構成されます。また、必要に応じて学級担任や該当学年部、教科担任、部活動顧問、学校医等をメンバーに加えることにより、より実践的ないじめの問題の解決に資することが期待されます。

(2) いじめ防止等に関する取組

ア いじめの未然防止

(ア) 自他を大切に作る心の育成

学校は、人権尊重の精神に立ち、意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し解決することができる力や、自分の言動が周囲にどのような影響を与えるかを判断して行動できる力等を育てます。また、児童生徒が安心して過ごせる学校づくりをめざし、わかる授業を行うとともに、一人ひとりが大切にされ、互いのよさや可能性が発揮できる授業を行います。

(イ) 全ての教育活動を通じた道徳教育・人権教育及び体験活動等の充実

学校は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を養います。

(ウ) 子どもの自主的活動への支援

学校は、学校生活を自らよりよいものにしようとする子どもを育成します。児童会や生徒会などにおいて、児童生徒自らが考え、主体的に行動できるように支援します。また、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論する等のいじめの防止に資する活動に取組めます。

(エ) 情報モラル教育の推進

静岡県教育委員会・静岡大学・無料通信アプリを手掛けるLINE（ライン）によ

る「しずおか SNS マナーアップ共同研究プロジェクト」を活用する等、情報モラル教育を推進します。

(オ) 教職員の資質向上に向けた研修の実施

学校は、いじめ防止等のための対策が、専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質向上を図ります。そのため、校内研修や職員会議・打合せ等の時間に、いじめ防止等のための研修を計画的に行い、いじめの発生や深刻化を防ぎます。また、静岡県教育委員会作成の「いじめ、子どもたちの悩みに適切に対応するために＜指導・実践編＞」を参照し、教職員は児童生徒や集団のサインを敏感に感じ取る感性を磨き、児童生徒の心を捉えるよう努めます。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

＜研修内容＞ ※ 職員会議、相談部会、生徒指導研修などの場にて

- ・ 生徒指導担当者会に参加している生徒指導主事／主任からの伝達講習 等
- ・ 教職員の資質向上やいじめの認知能力を高めるための研修
- ・ SCやSSWR等の専門家を講師とした研修
- ・ 具体的な事例研究
- ・ 静岡県教育委員会作成「いじめ、子どもたちの悩みに適切に対応するために＜指導・実践編＞」の活用方法

(カ) 学校運営の改善

学校は、教職員が子どもと向き合い、いじめ防止に適切に取り組めるよう、学校マネジメント^(注10)体制の整備等、学校運営を改善します。

(キ) いじめ防止への広報啓発活動

学校は、学校だよりや学級だより、学校ホームページ、参観、懇談会等で、いじめ防止等の学校施策、学校いじめ対策組織の存在及び活動内容や保護者との連携について、保護者・地域に説明し、理解を図ります。子どもの生活や心の変化を察知するために、日頃から子どもと向き合うよう働きかけます。

イ いじめの早期発見

(ア) 子どもの実態把握

① 子どもの見守り・観察

教職員は、児童生徒の表情、態度、言動等を日常的に観察するとともに、「いじめ発見のための子どものサイン(学校)」、「いじめ問題への取組についての点検項目(教職員用)」等を「悩み事に関する調べ(調査)」の実施に併せて活用しながら、いじめの早期発見に努めます。

また、日記や生活ノートなどでも児童生徒の気持ちを受け止め、気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応します。

児童生徒が自ら SOS を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告すること

は、多大な勇気を要するものであることから、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応します。

②「悩み事に関する調べ（調査）」の実施

「悩み事に関する調べ（調査）」については、年3回の実施のほか、各学校の実情等に応じて随時実施し、その結果を教育委員会に報告します。調査にあたっては、無記名、家庭への持ち帰り、または記名とし、学校の実情に応じて児童生徒が悩みを書きやすいよう配慮をします。

③学校体制で取組の確認と情報共有

学校は、「いじめ問題への取組についての点検項目（学校用）」により、常に、学校におけるいじめ防止等の取組が確実に実施されているかどうか確認します。いじめの萌芽が見逃されたり対応が遅れたりすることのないよう、特に、教職員同士の情報交換・共有を確実に行います。

④子どもが自由に発信できる投書の仕組み

学校は、児童生徒がいつでも安心して自分の気持ちを訴えたり、相談したりできるような相談ボックス等、自由に発信できる投書の仕組みを構築します。また、いじめ相談ダイヤル等の外部相談機関を子どもに紹介します。

(イ)インターネット上のいじめ対策の推進

各学校の実情に応じて、ネットパトロール等を活用し、インターネットを通じて行われるいじめを早期発見します。

(ウ)相談体制の整備

SCやSSWRと連携し、学校内の教育相談体制の整備に努めるとともに、「24時間いじめ相談」をはじめとする学校外の相談窓口についても周知します。

(エ)保護者との連携

「いじめチェックシート（保護者用）」を活用する等、家庭における児童生徒の言動や生活に変化があれば、すぐに学校に相談してもらうよう常に保護者に働きかけをします。

(オ)保護者の相談や訴えへの適切な対応

保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合、些細な兆候であっても真摯に傾聴して、いじめの疑われる段階からの確に関わるとともに、児童生徒の安全確保と秘密の保持に努めます。

ウ いじめへの適切な対処

(ア)いじめ（疑いを含む）の報告

いじめ（疑いを含む）を発見したり、通報、相談を受けたりした教職員は、一人で抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちにすべてを学校いじめ対策組織に報告します。当該事案に対して速やかに具体的な行動をとらなければ、児童生徒は「学校は何もしてくれない」と思い、その後、いじめに係る報告・相談を行わなくなる可能性があります。教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告する必要があります。

(イ) 学校いじめ対策組織の対応①…事実確認と状況の把握

学校いじめ対策組織では情報の共有を図り、組織的な対応につなげる必要があります。（p 18 6項-(1)ウ 参照）

学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒・いじめを行った児童生徒・周りの児童生徒・いじめを受けた児童生徒の保護者それぞれに対して、いじめの情報を聴き取り、情報を整理し、的確に事実確認を行い、いじめか否かを判断します。

また、学校いじめ対策組織は、いじめに係る情報を適切に記録します。

(ウ) 学校いじめ対策組織の対応②…いじめを受けた子どもへの支援、心のケア

いじめられた児童生徒が安心感をもつことを第一義に考え、全力で守り通すという教師側の姿勢といつでも相談できる体制を伝えます。「いじめられる子にも問題がある」という考えは断固として許されるものではありません。「いじめは決して許されないこと」を念頭に置き、いじめを受けた児童生徒に寄り添って対応します。必要に応じて心理、福祉等に関する専門家の協力を得て、相談体制を整備します。基本姿勢として、受容的（注11）・共感的（注12）に受け止めながら、いじめの事実や状況を安心して話せる関係をつくります。また、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにします。

(エ) 学校いじめ対策組織の対応③…いじめを行った子どもへの指導

いじめを行った児童生徒の言い分を十分に聴きながら具体的な事実関係の把握に努めます。自分の言動を振り返らせながら、相手の立場や気持ちになって反省を促し、他人の痛みが理解できるように粘り強く指導を行います。

(オ) 学校いじめ対策組織の対応④…いじめを受けた・行った子どもの保護者への対応

保護者の訴え、不安、要望を共感的態度で傾聴し、双方の保護者と情報を共有します。いじめを行った児童生徒の保護者を一方的に責めることはせず、いじめの事実やいじめを受けた児童生徒とその保護者の気持ちを伝えます。また、謝罪等の要望を相手側に伝えます。

(カ) 学校いじめ対策組織の対応⑤…周囲の子どもへの指導

いじめを受けた児童生徒及びその保護者の要望を聴き、その要望に沿った形で学級や学年、全校への指導計画を立て、指導内容、指導時期、指導対象等についていじめを受けた側の了解を得て実施します。

(キ) 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、児童生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、法25条及び学校教育法第11条の規定に基づき、児童生徒に対して懲戒^(注13)を加えることを検討します。

(ク) いじめの解消

いじめは、謝罪をもって解消したと安易に考えることのないようにします。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対するいじめが止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3ヵ月を目安とする）。ただし、いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定します。学校は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断します。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることであり、学校は、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面接等により確認します。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通します。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行します。

上記のいじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ること、学校は、被害・加害児童生徒については、日常的に注意深く観察します。

エ 関係機関との連携

(ア) 教育委員会との連携

いじめが確認された場合には、学校は教育委員会に報告し、連携して対応します。

(イ) その他の関係機関との連携

地域の民生・児童委員等と連携し、子どもの様子を見守ります。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処します。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求めます。

7 静岡市・教育委員会と学校が行う重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、法28条に以下のとおり示されています。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害【※①】が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間【※②】学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法28条の重大事態の定義からも明らかなとおり、重大事態は事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければなりません。

なお、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

【※①】生命、心身又は財産に重大な被害

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

【※②】相当の期間

国の基本方針では、不登校の定義（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義）を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安（年間30日）にもかかわらず、教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手する。

(2) 重大事態の報告及び調査

ア 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へその旨を報告し、教育委員会は市長へ重大事態発生状況を報告します。

イ 調査を行うための組織

いじめ調査の主体が学校になるか教育委員会になるかを教育委員会が決定します。

なお、不登校重大事態の場合、主としていじめの解消と対象児童生徒の学校復帰の支援につなげることを目的とすることから、校内の日常の様子や状況を把握している学校が原則として調査の主体となります。

(ア) 教育委員会が調査の主体となる場合

- ・静岡市いじめ防止特別調査委員会が調査します。

- ・教育委員会は、状況・必要に応じて「学校支援チーム」「緊急サポートチーム」を派遣し、学校を支援します。

(イ) 学校が調査の主体となる場合

- ・学校いじめ対策組織が調査します。
- ・教育委員会は、状況・必要に応じて、「学校支援チーム」、「いじめ調査チーム」、「緊急サポートチーム」を派遣し、学校を支援します。

【p 13 参照】

ウ 調査の趣旨

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の再発防止を目的にして実施します。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にします。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

調査の実施に当たっては、「いじめ、子どもたちの悩みに適切に対応するために」《指導・実践編》や「緊急対応の手引き」（文部科学省）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省）、「不登校重大事態に係る調査の指針」（文部科学省）を参考にして実施します。

オ 調査結果の報告及び情報提供

(ア) 調査結果の報告

重大事態として調査した結果は、市長に報告します。

(イ) 適切な情報提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を説明します。その際、情報提供に当たっては、学校又は教育委員会は、関係者のプライバシーに十分配慮し、適切に情報提供を行います。

カ いじめ調査の再調査

法第30条第2項に示されているように、市長は学校及び教育委員会が実施した調査の結果について、再調査の必要があると認めた場合は、「静岡市いじめ防止再調査委員会」により再調査を実施し、その結果を市議会に報告します。

(3) 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要です。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意（倫理観を持った取材等）を求めることが必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言^(注14)を参考にする必要があります。

(4) 静岡県教育委員会の指導、助言及び援助

地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定によるほか、重大事態への対処に関する事務の適正な処理を図るために必要がある場合には、静岡県教育委員会に対して指導、助言及び援助を要請します。

[付録]

用語集

P D C Aサイクル^(注1) P3

Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の 4 段階を繰り返すことによって、事業活動における管理業務を円滑に進める手法

自己肯定感^(注2) P6

自分がかげがえのない存在だと思える心の状態

自己有用感^(注3) P6

自分がどれだけ大切な存在であるかということをも自分自身で認識すること

スクールソーシャルワーカー (S S W r)^(注4) P12

教育機関において福祉的な手法によって、子どもたちの生活の質を高めるための支援者

スクールカウンセラー (S C)^(注5) P12

教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家

コミュニケーション能力^(注6) P13

社会生活において、他者と円滑に意思の疎通が行える能力

スキル^(注7) P14

訓練や経験などによって身につけた技能

情報モラル^(注8) P15

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度

学校ネットパトロール^(注9) P15

インターネット上でのいじめや、ネット犯罪の監視を行うこと

学校マネジメント^(注10) P19

学校教育目標を達成するために教育資源 (人、モノ、時間、情報等) を開発、活用して、学校組織の維持・発展を図ること

受容的^(注11) P21

相手の言葉・感情などを、自分の価値観で批判したり評価をしたりせず、そのまま、ありのままに受け入れること

共感的^(注12) P21

他者と喜怒哀楽の感情を共有すること

懲戒^(注13) P22

学校教育法施行規則に定める退学 (公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。)、停学 (義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。)、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

WHO (世界保健機関) による自殺報道への提言^(注14) P25

- ①自殺に関する正しい知識を一般の人々に報道する。
- ②自殺をセンセーショナルに表現したり、正常な行為であるといった表現をしたり、あるいは問題解決のためには避けられない手段として伝えたりしない。
- ③自殺の記事を目立つ位置に掲載したり、過剰に報道を繰り返したりしない。
- ④自殺や自殺未遂の手段を詳細に伝えない。
- ⑤自殺の場所に関して詳細な情報を伝えない。
- ⑥見出しの言葉を慎重に選ぶ。

- ⑦写真やビデオ映像を用いる場合は特に慎重に行う。
- ⑧著名人の自殺報道には特別の注意を払う。
- ⑨自殺の後に遺された人に対して十分に配慮する。
- ⑩困ったときにどこに助けを求めればよいのかについて情報を提供する。
- ⑪ジャーナリスト自身も自殺に関する取材活動を通じて精神的な影響やショックを受ける可能性があることを認識しておく。

※子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（平成 23 年 3 月文部科学省）より

『静岡市いじめ防止等のための基本方針』

平成 26 年 3 月 策定

平成 29 年 7 月 改定